

別表（第2条、第3条関係）
バリアフリー適合証交付基準

物的事項	認定基準	優良認定基準
①施設出入口・施設内の通路		
道路・駐車場から施設の出入口に至る敷地内通路の内法寸法	120 c m以上	140 c m以上
施設出入口に段差がある場合、スロープ又は段差を解消する措置をとっていること。	○	○
階段がある場合、必要な配慮がされていること。	手すりの設置	スロープの設置
点字・誘導ブロックが敷設されていること。 ※床面積が2,000㎡以上の施設に限る。	－	○
②スロープ		
内法寸法が140 c m以上であること。ただし階段と併設している場合は90 c m以上であること。	－	○
勾配は1／12（8％）以下であること。ただし高低差10 c m未満の場合は1／8（12.5％）以下であること。	－	○
③構造上・レイアウトの配慮		
施設出入口、不特定多数の者が利用する各室の出入口の内法寸法（複数設けられている場合は、1以上の出入口）	80 c m以上	90 c m以上
店内を利用する範囲でフラット化（段差や障害がないように床を整備することをいう。）がされ、車いす移動が可能であること。	○	○
④トイレ ※外来者用トイレが設置されている施設に限る。		
洋式トイレを設置していること。	○	○
手すりが設置されていること（洋式トイレのうち1以上）。	○	○
出入口の内法寸法（洋式トイレのうち1以上）	－	85 c m以上
外開き戸又はスライド式の扉であること（洋式トイレのうち1以上）。	－	○
⑤視覚障害者への配慮		
点字表示があること（見取図又は各室の出入口に室名を表示）。	○	○
拡大文字による表示があること。	－	○
音声案内があること。	－	○
⑥聴覚障害者への配慮		
耳マーク（国内で使用されている聞こえが不自由なことを表すマーク）が設置されていること。	○	○
筆談で対応できること。	○	○
手話で対応できること。	－	○
⑦身障者駐車場の設置		
出入口近くに設置され、身障者駐車場と分かる表示板があること。	－	○
駐車スペースの横幅寸法	－	350 c m以上
⑧エレベータの設置 ※2以上の階数を有する施設に限る。		
利用頻度が高く、施設の目的から必要な場合に設置があること。	○	○
人的事項		
①過去に、障害者・高齢者等の利用実績があること。	○	○
②障害者等への接遇、介助に関する研修を受講していること。	○	○

③障害者等への接遇マニュアルが設置されていること。	—	○
④従事者向けの研修制度があること。	—	○

別記様式第 1 号（第 1 条関係）

別記様式第 2 号（第 2 条関係）

別記様式第 3 号（第 3 条関係）

別記様式第 4 号（第 3 条関係）

別記様式第 5 号（第 3 条関係）

別記様式第 6 号（第 5 条関係）